



宮 崎 県 公 報

平成25年3月28日(木曜日)号外 第13号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○みやざき成長産業育成加速化基金条例……………(総合政策課) 3	
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(人事課) 3	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(財政課) 5	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例……………(市町村課) 7	
○宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例……………(危機管理課) 10	
○宮崎県大規模災害対策基金条例……………(") 11	
○宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………(医療業務課) 11	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例……………(障害福祉課) 12	
○宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例……………(健康増進課) 14	
○宮崎県中小企業振興条例……………(商工政策課) 14	
○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………(道路保全課) 16	
○後期研修医研修資金貸与条例……………(病院局) 17	
○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例……………(警察本部) 19	
○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(") 19	

本号で公布された条例のあらまし

◎ みやざき成長産業育成加速化基金条例 (条例第4号)

1 制定の理由及び主な内容

県内経済や雇用情勢が厳しい状況にある中で、今後の核となる成長産業の育成を加速化させる取組を戦略的かつ重点的に実施するとともに、本県の成長産業等を支える中小企業の振興を図ることにより、本格的な景気回復と将来への揺るぎない産業基盤を構築することを目的として、みやざき成長産業育成加速化基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第5号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、県職員の住居手当の改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第6号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県立看護大学高木講堂の使用料を新設する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第7号)

1 改正の理由及び主な内容

都市の低炭素化の促進に関する事務など、知事の権限に属する事務について、その取扱いを希望する市町に移譲する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例 (条例第8号)

1 改正の理由及び主な内容

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県大規模災害対策基金条例（条例第 9 号）

1 制定の理由及び主な内容

県内外における大規模災害に対する支援及び対策の充実・強化を図るため、宮崎県大規模災害対策基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 改正の理由及び主な内容

県内臨床研修医及びへき地医療機関等の医師不足病院で勤務する医師の確保を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

1 改正の理由及び主な内容

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例（条例第12号）

1 制定の理由及び主な内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、宮崎県新型インフルエンザ等対策本部に関して必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中小企業振興条例（条例第13号）

1 制定の理由及び主な内容

中小企業の重要性を再認識し、県民総力戦で中小企業の振興を図るため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 改正の理由及び主な内容

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 後期研修医研修資金貸与条例（条例第15号）

1 制定の理由及び主な内容

宮崎大学医学部後期臨床研修医に対し、研修資金を貸与することにより、県立日南病院及び県立延岡病院に必要な医師の確保を図り、県南及び県北地域の医療体制の充実に寄与するため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 改正の理由及び主な内容

治安情勢に的確に対応することを目的として、警察官の定員を増やすため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 改正の理由及び主な内容

パーキング・メーター作動手数料等の廃止、風俗営業許可申請手数料等の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

条 例

みやざき成長産業育成加速化基金条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第4号

みやざき成長産業育成加速化基金条例

（設置）

第1条 県内経済や雇用情勢が厳しい状況にある中で、今後の核となる成長産業の育成を加速化させる取組を戦略的かつ重点的に実施するとともに、本県の成長産業等を支える中小企業の振興を図ることにより、本格的な景気回復と将来への揺るぎない産業基盤を構築することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、みやざき成長産業育成加速化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与）	（給与）
第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2の2の規定による手当を	第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2の2の規定による手当を

<p>含む。第 8 条の12において同じ。) 、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び寒冷地手当をいう。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第 5 条の 8 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第 3 号において同じ。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舍管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舍を貸与され、貸付料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第 1 号又は第 2 号に掲げる職員のうち第 3 号に掲げる職員でもあるものについては、第 1 号又は第 2 号に掲げる額及び第 3 号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 1,000 円(当該住宅が当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して 5 年を経過するまでの間は 2,000 円)</p> <p>(3) 前項第 3 号に掲げる職員 第 1 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>3 [略]</p> <p>第 6 条の 6 の 2 [略]</p>	<p>含む。第 8 条の12において同じ。) 、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び寒冷地手当をいう。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第 5 条の 8 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舍管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舍を貸与され、貸付料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>3 [略]</p> <p>第 6 条の 6 の 2 [略]</p> <p><u>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</u></p> <p>第 6 条の 6 の 3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第43条又は他の法律の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本県に派遣された職員に対して支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額及び支給について必要な事項は、別に知事が定める。</p>
---	---

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第 4 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第 3 号において同じ。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(企業局職員公舎貸与規程(昭和39年企業局企業管理規程第16号)に基づく有料公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第 4 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(企業局職員公舎貸与規程(昭和39年企業局企業管理規程第16号)に基づく有料公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。)</p>

(3) [略]

(2) [略]

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(住居手当) 第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舍管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舍を貸与され、貸付料を支払っている職員その他任命権者が定める職員を除く。) <u>(2) その所有に係る住宅(任命権者が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) [略]	(住居手当) 第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舍管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舍を貸与され、貸付料を支払っている職員その他任命権者が定める職員を除く。) <u>(2) [略]</u>

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(住居手当) 第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が定める公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。) <u>(2) その所有に係る住宅(管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) [略]	(住居手当) 第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が定める公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。) <u>(2) [略]</u>

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(休暇) 第5条 [略] 2 前項の休暇は、1時間を単位として与えることができる。ただし、休暇の残日数に1時間未満の端数があり、その <u>すべて</u> を使用するときは、1分を単位とする。	(休暇) 第5条 [略] 2 前項の休暇は、 <u>次条から第8条の2までに規定する休暇にあっては1時間を単位として、人事委員会が定める基準に基づく休暇にあっては30分を単位として与えることができる。</u> ただし、休暇の残日数に1時間未満の端数があり、その <u>全て</u> を使用するときは、1分を単位とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中職員の給与に関する条例第2条の改正規定及び同条例第6条の6の2の次に1条を加える改正規定 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第5条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第6号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
(使用料) 第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。 (1)～(5) [略] (6) 宮崎県立看護大学 看護大学授業料及び看護大学体育施設使用料 (7)～(19) [略] 2 [略] (県立こども療育センター等の使用料及び手数料) 第4条 [略] 2 [略] 3 県立こども療育センターにおける障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所に係る使用料の額は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。）の額の合計額とする。 4 [略]							(使用料) 第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。 (1)～(5) [略] (6) 宮崎県立看護大学 看護大学授業料及び看護大学施設使用料 (7)～(19) [略] 2 [略] (県立こども療育センター等の使用料及び手数料) 第4条 [略] 2 [略] 3 県立こども療育センターにおける障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護及び同条第8項に規定する短期入所に係る使用料の額は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。）の額の合計額とする。 4 [略]						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
使用料	区	分	単	金	納	備	使用料	区	分	単	金	納	備
[略]				額	期	考	[略]				額	期	考
6 看護		[略]					6 看護		[略]				
大学授業料及び看護大学体育施設使用料	体						大学授業料及び看護大学施設使用料	施					
	育							設	高木講堂	1時間			
	施							使		につき	6,900円		使用許可の時
	設							用		空調設備を使用するとき			に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。
	使							料		空調設備を使用しないとき	1,600円		
	用								体育館				
	料								[略]				
		体育館		[略]		使用許可の時			[略]				
		[略]							[略]				
[略]							[略]						
11 農業	授	農	学	年	118,800円	[略]	11 農業	授	農	年	118,800円	[略]	
大学校	業	学	科	額			大学校	業	学	額			
授業料	学	部	専	同	118,800円		授業料	部	攻				
及び農業	料		科				及び農業						
大学							大学						
校							校						
校							校						
宿							宿						
泊							泊						
室							室						
等							等						
使							使						
用							用						
料							料						
[略]							[略]						

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
143の3 介護 支援専門員証 交付手数料		[略]	2,000円	
[略]				
143の5 介護 支援専門員証 更新手数料		[略]	2,000円	
[略]				
143の9 介護 支援専門員の 登録の移転に 伴う介護支援 専門員証交付 手数料		[略]	2,000円	
[略]				
295 県立農業 大学校入学試 験手数料	農学部	学科	1人につき	2,200円
		専攻科	回	2,200円
295の2 県立 農業大学校入 学料	農学部	学科	1人につき	5,650円
		専攻科	回	5,650円
[略]				

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
143の3 介護 支援専門員証 交付手数料		[略]	2,400円	
[略]				
143の5 介護 支援専門員証 更新手数料		[略]	2,400円	
[略]				
143の9 介護 支援専門員の 登録の移転に 伴う介護支援 専門員証交付 手数料		[略]	2,400円	
[略]				
295 県立農業 大学校入学試 験手数料	農学部	1人につき	2,200円	
295の2 県立 農業大学校入 学料	農学部	1人につき	5,650円	
[略]				

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
事	務	市町村	事	務	市町村
[略]			[略]		
10 医療法(昭和23年法律第205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務		[略]	10 医療法(昭和23年法律第205号)による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第52号)に基づく事務		[略]
(1)~(31) [略]			(1)~(31) [略]		
[略]			[略]		
14の5 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)による次の事務		[略]	14の5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による次の事務		[略]
(1)・(2) [略]			(1)・(2) [略]		
14の6 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第32条第1項の規定による届出の		[略]	14の6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政		[略]

<p>受理（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。</p>		<p>令第10号）第32条第1項の規定による届出の受理（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>17の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第11条第1項（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による<u>動物取扱業者登録簿への登録</u>に関すること。</p> <p>(3) 第11条第2項（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(4) 第12条第1項（第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否に関すること。</p> <p>(5) 第12条第2項（第13条第2項、第14条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 第16条第1項の規定による<u>廃業等の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14)～(17) [略]</p> <p>(18)・(19) [略]</p> <p>(20)～(27) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>17の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第11条第1項（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による<u>第1種動物取扱業者登録簿への登録</u>に関すること。</p> <p>(3) 第11条第2項（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(4) 第12条第1項（第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否に関すること。</p> <p>(5) 第12条第2項（第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(9) 第14条第3項の規定による<u>廃止の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による<u>廃業等の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) 第22条の6第2項の規定による<u>届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(16) 第22条の6第3項の規定による<u>検案書又は死亡診断書の提出命令</u>に関すること。</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>(21) 第24条の2第1項の規定による<u>届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(22) 第24条の3第1項の規定による<u>変更の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(23) 第24条の3第2項の規定による<u>変更の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(24)・(25) [略]</p> <p>(26) 第25条第3項の規定による<u>措置命令又は勧告</u>に関すること。</p> <p>(27)～(34) [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>22の2 [略]</p>		<p>22の2 [略]</p> <p>22の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</p>	<p>日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町</p>

			、高鍋町、 新富町、川 南町、都農 町、門川町 及び高千穂 町
[略]		[略]	
26 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による次の事務	[略]	26 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による次の事務	[略]
(1) 第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地の認定に関すること。		(1) 第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地の認定に関すること。	
(2) 第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による優良住宅の認定に関すること。		(2) 第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による優良住宅の認定に関すること。	
[略]		[略]	

(宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成24年宮崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

18の2～18の15 [略]	18の3～18の16 [略]	を
----------------	----------------	---

」

「

18の2 [略]	18の3 [略]
18の3 水道法（昭和32年法律第177号）による次の事務 (1)～(3) [略]	18の4 水道法（昭和32年法律第177号）による次の事務 (1)～(3) [略]
都城市、 延岡市、 日向市、 えびの市、 三股町、 高原町、 国富町、 木城町、 川南町、 都農町、 門川町、 椎葉村、 美郷町 及び日之影町	三股町、 高原町、 国富町、 木城町、 川南町、 都農町、 門川町、 椎葉村、 美郷町及 び日之影 町
18の4 水道法による次の事務 (1) 第32条の規定による確認に関する こと。 (2) 第33条第1項の規定による申請の 受理に関すること。 (3) 第33条第3項の規定による届出の 受理に関すること。 (4) 第33条第5項の規定による通知に 関すること。 (5) 第34条第1項において準用する第	えびの市

」

<p>13条第1項の規定による届出の受理に関すること。 (6) 第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定による届出の受理に関すること。 (7) 第36条第1項の規定による指示に関すること。 (8) 第36条第2項の規定による警告及び勧告に関すること。 (9) 第37条の規定による給水停止命令((7)、(8)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (10) 第39条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p>					に
<p>18の5 [略]</p>			18の5 [略]		
<p>18の6 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>都城市、 延岡市、 日南市、 小林市、 日向市、 えびの市、 高原町、 国富町、 綾町、 都農町、 門川町、 諸塚村、 椎葉村、 美郷町、 高千穂町、 日之影町及び五ヶ瀬町</p>				
<p>18の7 母子保健法による次の事務 (1) 第19条第1項の規定による未熟児の訪問指導に関すること。 (2) 第19条第2項において準用する第11条第2項の規定による訪問指導の継続に関すること。</p>	<p>えびの市及び綾町</p>				
<p>18の8~18の15 [略]</p>			18の6~18の13 [略]		

改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中宮崎県における事務処理の特例に関する条例別表17の2の項の改正規定は平成25年9月1日から、第1条中宮崎県における事務処理の特例に関する条例別表26の項の改正規定及び第2条の規定は公布の日から施行する。

宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第8号

宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例

宮崎県防災会議条例(昭和37年宮崎県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第 2 条 法第15条第 5 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる委員の定数は、それぞれ10人以内、5 人以内及び20人以内とする。</p> <p>2 法第15条第 5 項第 6 号及び第 7 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第 2 条 法第15条第 5 項第 5 号から第 8 号までに掲げる委員の総数は、40人以内とする。</p> <p>2 法第15条第 5 項第 6 号から第 8 号までに掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>宮崎県大規模災害対策基金条例をここに公布する。</p> <p>平成25年 3 月28日</p>	
<p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>	
<p>宮崎県条例第 9 号</p>	
<p style="text-align: center;">宮崎県大規模災害対策基金条例</p>	
<p>(設置)</p>	
<p>第 1 条 次に掲げる事業を実施することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県大規模災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	
<p>(1) 県内で予想される大規模災害に対して被害を最小限とするために必要な対策</p> <p>(2) 県外で発生した大規模災害として知事が認めるものにより重大な影響を受けた被災者の支援並びに被災地の早期の復興及び再建を図るための措置等</p>	
<p>(積立て)</p>	
<p>第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。この場合において、前条各号に掲げる事業ごとに区分して積み立てるものとする。</p>	
<p>(管理)</p>	
<p>第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p>	
<p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	
<p>(運用益金の処理)</p>	
<p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</p>	
<p>(繰替運用)</p>	
<p>第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
<p>(処分)</p>	
<p>第 6 条 基金は、第 1 条各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。この場合において、同条各号に掲げる事業ごとに区分して処分するものとする。</p>	
<p>(委任)</p>	
<p>第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。</p>	
<p>(宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例の廃止)</p>	
<p>2 宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例（平成23年宮崎県条例第26号）は、廃止する。</p>	
<p>(経過措置)</p>	
<p>3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の宮崎県東日本大震災被災者等支援基金条例の規定に基づく宮崎県東日本大震災被災者等支援基金に属する現金は、基金に属するものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">_____</p>	
<p>宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成25年 3 月28日</p>	
<p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>	
<p>宮崎県条例第10号</p>	
<p style="text-align: center;">宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例</p>	
<p>宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(3) <u>必要勤務期間</u> 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(1年に満たない期間があるときは、その期間は1年として計算する。)</p>	<p>(3) <u>貸与期間</u> 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(1年に満たない期間があるときは、その期間は1年として計算する。)</p>
<p>(返還)</p>	<p>(返還)</p>
<p>第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月1日から、第1号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第2号及び第3号の場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合(この場合における年当たりの利息の割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。</p>	<p>第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に、当該貸与を受けた月の翌月1日から、第1号の場合にあっては貸与が行われなくなった日、第2号から第4号までの場合にあっては大学の卒業の日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合(この場合における年当たりの利息の割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した利息を加えた額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(3) [略]</p>	<p>(3) <u>県外で臨床研修を開始したとき。</u></p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>(4) [略]</p>
<p>(返還の免除)</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月1日から起算して<u>貸与を受けた期間</u>の2倍に相当する期間を経過する日までの間(ただし、臨床研修を受けた期間を除く。)に、指定医療機関において<u>必要勤務期間業務</u>に従事したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p>	<p>第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月1日から起算して<u>貸与期間</u>の2倍に相当する期間を経過する日までの間(臨床研修を受けた期間を除く。)に、指定医療機関において<u>貸与期間に相当する期間</u>(以下「<u>必要勤務期間</u>」という。)業務に従事したときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 <u>知事は、規則で定める要件を満たす者については、規則で定める期間(2年を限度とする。)を必要勤務期間から控除することができる。</u></p>
<p>第10条 知事は、前条第2項に規定する場合を除くほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>3 [略]</p> <p>第10条 知事は、前条第3項に規定する場合を除くほか、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該修学資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。</p>
<p>2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月1日から起算して<u>貸与を受けた期間</u>の2倍に相当する期間を経過する日までの間(ただし、臨床研修を受けた期間を除く。)に、指定医療機関で業務に従事した場合において、その従事した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。</p>	<p>2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が免許を受けた日の属する月の翌月1日から起算して<u>貸与期間</u>の2倍に相当する期間を経過する日までの間(臨床研修を受けた期間を除く。)に、指定医療機関で業務に従事した場合において、その従事した期間が必要勤務期間に満たないときは、当該修学資金の返還及び利息の支払の一部を免除することができる。</p>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p>	
<p>(経過措置)</p>	
<p>2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に新たに修学資金の貸与を受けた者について適用し、同日前から引き続き修学資金の貸与を受けている者及び同日前に修学資金の貸与を受けていた者の修学資金の返還については、なお従前の例による。</p>	
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。</p>	
<p>平成25年3月28日</p>	

宮崎県条例第11号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) [略]</p>

(宮崎県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第2条 宮崎県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年宮崎県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第98条第1項及び第104条の規定に基づき、障害者介護給付費等不服審査会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審理)</p> <p>第3条 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく不服審査会に審理を求めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 審査請求に係る原処分が法第29条第4項、第31条、<u>第33条第1項</u>、第34条第1項又は第35条第1項の規定によるものであるとき。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第98条第1項及び第104条の規定に基づき、障害者介護給付費等不服審査会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審理)</p> <p>第3条 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく不服審査会に審理を求めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 審査請求に係る原処分が法第29条第3項、第31条、<u>第34条第1項</u>、<u>第35条第1項</u>又は第76条の2第1項の規定によるものであるとき。</p> <p>(3) [略]</p>

(宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第3条 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成19年宮崎県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

(宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

第 4 条 宮崎県障害児通所給付費等不服審査会条例 (平成24年宮崎県条例第21号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、児童福祉法 (昭和22年法律第 164号。以下「法」という。) 第56条の 5 の 5 第 2 項において準用する障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第98条及び第 104条の規定に基づき、障害児通所給付費等不服審査会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、児童福祉法 (昭和22年法律第 164号。以下「法」という。) 第56条の 5 の 5 第 2 項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第98条及び第 104条の規定に基づき、障害児通所給付費等不服審査会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の 2 第 2 号の改正規定 (「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める部分に限る。) は平成26年 4 月 1 日から、第 2 条中宮崎県障害者介護給付費等不服審査会条例第 3 条第 2 号の改正規定は公布の日から施行する。

宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第12号

宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号。以下「法」という。) 第26条の規定に基づき、宮崎県新型インフルエンザ等対策本部 (以下「対策本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第 2 条 宮崎県新型インフルエンザ等対策本部長 (以下「本部長」という。) は、対策本部の事務を総括する。

2 宮崎県新型インフルエンザ等対策副本部長 (以下「副本部長」という。) は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 宮崎県新型インフルエンザ等対策本部員 (以下「本部員」という。) は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議 (次項において「会議」という。) を招集する。

2 本部長は、法第23条第 4 項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部その他の組織を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県中小企業振興条例をここに公布する。

平成25年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第13号

宮崎県中小企業振興条例

本県の中小企業は、これまで、生産、販売、サービスなどの経済活動を通じて地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本県経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきている。

しかしながら、長引く景気低迷の中、地域間・国際間競争の激化、消費者需要の多様化、少子高齢・人口減少の本格化等により、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような状況の中で、本県の中小企業の多様で活力ある成長発展を促進し、持続的で力強い本県産業をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力はもとより、豊かな自然環境や恵まれた農林水産資源などの本県の強みを生かしながら、農商工連携や産学官金連携などを促進するとともに、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者が伸びていける環境づくりを推進していく必要がある。

このため、中小企業の振興を県政の重要な課題と位置付け、県のみならず中小企業に関わる関係機関、市町村、県民等を含め県民総力戦で中小企業の振興を図るために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県経済における中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念を定め、県、中小企業者、中小企業団体、金融機関、大企業者、大学等及び県民の責務又は役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者(金融機関を除く。)で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大学等 大学、高等専門学校等並びに中小企業の振興に係る研究及び事業化の促進に取り組む機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する施策を立案し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の立案及び実施に当たっては、国、市町村、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 県は、小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。)に対して中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

4 県は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の連携及び事業の共同化の推進に努めるものとする。

5 県は、中小企業が生産又は販売を行う製品・サービスの県内における購入促進を図るとともに、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業者の自主的な努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業と連携した研究開発、研究成果の普及又は人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する協力)

第11条 県は、市町村が実施する中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本方針及び実施状況の公表）

第12条 県は、次に掲げる基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業への資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業の創業及び新たな事業の分野への進出の促進を図ること。
- (5) 中小企業が行う技術開発及び新製品・新サービスの開発の促進を図ること。
- (6) 中小企業による地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- (7) 中小企業の販路拡大及び取引拡大を図ること。
- (8) 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。

2 知事は、基本方針に基づいて実施した施策のうち主なものの実施状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

（中小企業者等の意見の反映）

第13条 県は、中小企業者、中小企業団体等から意見を聴く機会を設け、中小企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第14条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第14号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
占 用 物 件		占 用 料		占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地			単 位	所 在 地	
	市			市	町村			
[略]				[略]				
令第7条第1号に掲げる物件	[略]	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]	令第7条第1号に掲げる物件	[略]	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	[略]	
		[略]				[略]		
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		[略]		令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートル	1,200	1,100
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		[略]		令第7条第3号に掲げる施設		ルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		[略]		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		[略]		
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		[略]		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		[略]		
令第7条第6号に掲げる施設	[略]	[略]		令第7条第8号に掲げる施設	[略]	[略]		

設		設	
令第7条第7号に掲げる施設		令第7条第9号に掲げる施設	
令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場		令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	
令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物		令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	
令第7条第10号に掲げる器具	[略]	令第7条第12号に掲げる器具	[略]
令第7条第11号に掲げる施設	[略]	令第7条第13号に掲げる施設	[略]
備考 1～6 [略] 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第6号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 8・9 [略]		備考 1～6 [略] 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 8・9 [略]	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

後期研修医研修資金貸与条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第15号

後期研修医研修資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、国立大学法人宮崎大学医学部医学科の講座（以下「大学講座」という。）における後期臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で管理者（宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第4条に規定する管理者をいう。以下同じ。）が定めるものをいう。以下同じ。）を受ける医師で、将来において、県立日南病院又は県立延岡病院で医師の業務に従事しようとするものに対し、後期研修医研修資金を貸与することにより、これらの病院に必要な医師の確保を図り、もって県南及び県北地域の医療体制の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「後期研修医研修資金」とは、後期臨床研修のための資金をいう。

(貸与の対象者)

第3条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、初期臨床研修を修了後、大学講座のうち管理者が定めるものに在籍して後期臨床研修を受ける者で、後期研修医研修資金の貸与を受ける期間を満了した後、県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に

従事しようとするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）に基づき修学資金の貸与を受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの
- (2) 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号）に基づき医師研修資金の貸与を受けている者又はを受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに類するものとして管理者が定める者（貸与の額等）

第4条 後期研修医研修資金の貸与の額は、月額15万円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。

2 後期研修医研修資金は、無利子とする。

（貸与の期間）

第5条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる期間は、初期臨床研修を修了した日の属する年度の翌年度（以下「後期臨床研修開始年度」という。）の4月1日から起算して3年を経過する日までの間で、国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に在籍して研修を受ける期間とする。

（保証人）

第6条 後期研修医研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、後期研修医研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の停止等）

第7条 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けている者が後期臨床研修を休止したときは、当該休止した日の属する月の翌月分から後期臨床研修を再開した日の属する月の分まで、後期研修医研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された後期研修医研修資金があるときは、当該後期研修医研修資金は、後期研修医研修資金を受けている者が後期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から後期研修医研修資金の貸与を行わないものとする。

- (1) 後期臨床研修を中止したとき。
- (2) 後期研修医研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 心身の故障のため後期臨床研修を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) その他後期研修医研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。

（返還）

第8条 後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた後期研修医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 前条第2項の規定により、後期研修医研修資金の貸与が行われなくなったとき。
- (2) 後期臨床研修開始年度の4月1日から起算して6年（管理者が特別の事情があると認めるときは8年）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しなかったとき。
- (3) その他後期研修医研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた後期研修医研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（返還の猶予）

第9条 管理者は、前条の規定にかかわらず、後期研修医研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により後期研修医研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、後期研修医研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

（返還の免除）

第10条 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、後期研修医研修資金の返還の全部を免除するものとする。

- (1) 後期臨床研修開始年度の4月1日から起算して6年（管理者が特に事情があると認めるときは8年）を経過する日までの間に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した場合で、後期臨床研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。

(2) 大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

第11条 管理者は、前条第2号に規定する場合を除くほか、後期研修医研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により後期研修医研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、後期研修医研修資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

2 管理者は、後期研修医研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が必要勤務期間に満たないときは、後期研修医研修資金の返還の一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第16号

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区	分	定 員		区	分	定 員	
警 察 官	階 級	[略]		警 察 官	階 級	[略]	
		警 部 補	558人			警 部 補	559人
		巡 査 部 長	578人			巡 査 部 長	579人
		巡 査	596人			巡 査	597人
計		2,005人	計		2,008人		
[略]				[略]			
合 計		2,326人	合 計		2,329人		
[略]				[略]			

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第17号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。	第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。
(1)～(51) [略]	(1)～(51) [略]
<u>(52) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第49条の3第4項の規定に基づくパーキング・メーターの作動 パーキング・メーター作動手数料</u>	
<u>(53) 道交法第49条の3第4項の規定に基づくパーキング・チケットの発給 パーキング・チケット発給手数料</u>	
<u>(53)の2 道交法第51条の8第1項の規定に基づく登録の申請に</u>	<u>(52) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」とい</u>

対する審査 放置車両確認事務法人登録申請手数料

- (53)の3 [略]
- (53)の4～(53)の8 [略]
- (54)～(72) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) パーキング・メーター作動手数料 パーキング・メーターを作動させようとする時

(10) パーキング・チケット発給手数料 パーキング・チケットの発給を受けようとする時

(11)～(14) [略]

3～5 [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
14 風俗営業許可申請手数料	1 ぼちんこ屋又は風営法第 7 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可 (以下この項において単に「許可」という。)を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風営法第 20 条第 2 項の認定 (以下この項、22 の項及び 26 の項において単に「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。			1 許可の申請を行う者が同時に他の許可の申請を行う場合における当該他の許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から 9,300 円を減じた額とする。
	(1) 3 月以内の期間を限って営む営業	1 件につき	16,000 円	。
	(2) その他の営業	同	27,000 円	
	2 ぼちんこ屋又は風営法第 7 条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき。	同	1 (1)又は (2) に定める額に、認定を受けた遊技機以外の遊技機 1 台ごとに 20 円 (検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機についてはそれぞれ 22 の項第 3 号金額の欄に定める額か	2 風営法第 4 条第 3 項の規定が適用される営業所につき許可の申請を行う場合における当該許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄

う。) 第 51 条の 8 第 1 項の規定に基づく登録の申請に対する審査 放置車両確認事務法人登録申請手数料

- (53) [略]
- (53)の2～(53)の6 [略]
- (54)～(72) [略]

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1)～(8) [略]

(9)～(12) [略]

3～5 [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
14 風俗営業許可申請手数料	1 ぼちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 (昭和 59 年政令第 319 号) 第 7 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可 (以下この項において単に「許可」という。)を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風営法第 20 条第 2 項の認定 (22 の項において単に「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機 (以下この項及び 26 の項において「未認定遊技機」という。)がないとき。			1 許可の申請を行う者が同時に他の許可の申請を行う場合における当該他の許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から 8,600 円を減じた額とする。
	(1) 3 月以内の期間を限って営む営業	1 件につき	15,000 円	。
	(2) その他の営業	同	25,000 円	
	2 ぼちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第 7 条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。	同	1 (1)又は (2) に定める額に、2,800 円 (風営法第 20 条第 4 項の検定 (22 の項及び 23 の項において単に「検定」という。))を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機 (以下	2 風営法第 4 条第 3 項の規定が適用される営業所につき許可の申請を行う場合における当該許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄

				ら 2,700円を減じた額)を加えた額とする。	に定める額に 7,400円を加えた額とする。				この項及び26の項において「特定未認定遊技機」という。)がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機についてはそれぞれ22の項第3号金額の欄に定める額から8,000円を減じた額)を加えた額とする。	に定める額に 6,800円を加えた額とする。
	3	ばちこ屋又は風営法第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合								
	(1)	3月以内の期間を限って営む営業	同	15,000円						
	(2)	その他の営業	同	27,000円						
	[略]									
22	風俗営業遊技機認定申請手数料	1 風営法第20条第5項の指定試験機関(以下この項及び次項において単に「指定試験機関」という。)が行う認定に必要な試験(以下この項及び24の項において「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について認定の申請を行う場合 2 風営法第20条第4項の検定(以下この項及び次項において単に「検定」という。)を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定の申請	1件につき	2,700円	認定の申請を行う者が同時に他の遊技機について認定の申請を行う場合における当該遊技機の認定の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から2,700円を減じた額とす					
			同	2,720円						
	[略]									
22	風俗営業遊技機認定申請手数料	1 風営法第20条第5項の指定試験機関(以下この項及び次項において単に「指定試験機関」という。)が行う認定に必要な試験(以下この項及び24の項において「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について認定の申請を行う場合 2 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定の申請を行う場合	1件につき	2,200円	認定の申請を行う者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定の申請を行う場合における当該遊技機の認定の申請に係る手数料の額は、金額の欄の規					
			同	4,340円						

	外のもの (4) じゃん球遊技機 ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以 外のもの (5) (1)から(4)まで に掲げる遊技機以外の 遊技機 ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以 外のもの	同 同 同 同	<u>30,700円</u> <u>10,800円</u> <u>24,700円</u> <u>3,680円</u>				外のもの (4) じゃん球遊技機 ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以 外のもの (5) (1)から(4)まで に掲げる遊技機以外の 遊技機 ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以 外のもの	同 同 同 同	<u>35,000円</u> <u>19,000円</u> <u>29,000円</u> <u>12,600円</u>			
23 風俗 営業遊 技機型 式検定 手数料	1 指定試験機関が行う検 定に必要な試験（以下こ の項及び25の項において 「型式試験」という。） を受けた型式について検 定を受けようとする場合 2 他の都道府県公安委員 会の検定を受けた型式（ 型式試験を受けたものを 除く。）について検定を 受けようとする場合 3 1又は2の型式以外の 型式について検定を受け ようとする場合 (1) ばちんこ遊技機 ア 特定装置が設けら れているもの（当該 特定装置を連続して 作動させることがで きるものに限る。） (ア) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの (イ) (ア)に掲げる もの以外のもの イ 特定装置が設けら れているもの（アに 掲げるものを除く。 ） (ア) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの (イ) (ア)に掲げる もの以外のもの ウ ア又はイに掲げる もの以外のもの (2) 回胴式遊技機 ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以 外のもの	1件に つき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	<u>6,300円</u> <u>18,000円</u> <u>1,530,000円</u> <u>296,000円</u> <u>1,141,000円</u> <u>296,000円</u> <u>174,000円</u> <u>1,816,000円</u> <u>399,000円</u>				23 風俗 営業遊 技機型 式検定 手数料	1 指定試験機関が行う検 定に必要な試験（以下こ の項及び25の項において 「型式試験」という。） を受けた型式について検 定を受けようとする場合 2 他の都道府県公安委員 会の検定を受けた型式（ 型式試験を受けたものを 除く。）について検定を 受けようとする場合 3 1又は2の型式以外の 型式について検定を受け ようとする場合 (1) ばちんこ遊技機 ア 特定装置が設けら れているもの（当該 特定装置を連続して 作動させることがで きるものに限る。） (ア) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの (イ) (ア)に掲げる もの以外のもの イ 特定装置が設けら れているもの（アに 掲げるものを除く。 ） (ア) マイクロプロ セッサーを内蔵す るもの (イ) (ア)に掲げる もの以外のもの ウ ア又はイに掲げる もの以外のもの (2) 回胴式遊技機 ア マイクロプロセッ サーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以 外のもの	1件に つき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	<u>3,900円</u> <u>6,300円</u> <u>1,435,000円</u> <u>438,000円</u> <u>1,128,000円</u> <u>438,000円</u> <u>338,000円</u> <u>1,621,000円</u> <u>479,000円</u>		

	(3) アレンジボール遊技機					(3) アレンジボール遊技機				
	ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	同	<u>1,193,000円</u>			ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	同	<u>1,148,000円</u>		
	イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>349,000円</u>			イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>482,000円</u>		
	(4) じゃん球遊技機					(4) じゃん球遊技機				
	ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	同	<u>1,192,000円</u>			ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	同	<u>1,147,000円</u>		
	イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>348,000円</u>			イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>481,000円</u>		
24 風俗 営業遊 技機試 験手数料	1 ばちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。) ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1 件につき 同 同	<u>32,300円</u> <u>8,100円</u> <u>25,300円</u> <u>8,100円</u> <u>5,700円</u>	遊技機試験を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機試験に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から2,300円を減じた額とする。	24 風俗 営業遊 技機試 験手数料	1 ばちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。) ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1 件につき 同 同	<u>43,300円</u> <u>23,100円</u> <u>36,300円</u> <u>23,000円</u> <u>21,000円</u>	遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機試験に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から14,300円を減じた額とする。	
	2 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	同 同	<u>62,300円</u> <u>15,300円</u>			2 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	同 同	<u>68,300円</u> <u>30,300円</u>		
	3 アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	同 同	<u>31,300円</u> <u>10,800円</u>			3 アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	同 同	<u>42,300円</u> <u>26,300円</u>		
	4 じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	同 同	<u>31,300円</u> <u>10,800円</u>			4 じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合 (1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	同 同	<u>42,300円</u> <u>26,300円</u>		
	5 1から4までに掲げる					5 1から4までに掲げる				

	遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合					遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合				
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>25,300円</u>			(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>36,300円</u>		
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>3,300円</u>			(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>19,100円</u>		
25 風俗 営業遊 技機型 式試験 手数料	1 ばちこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合					1 ばちこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合				
	(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)					(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)				
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき	<u>1,524,200円</u>			ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件につき	<u>1,442,000円</u>		
	イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>290,200円</u>			イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>445,000円</u>		
	(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)					(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)				
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,135,200円</u>			ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,135,000円</u>		
	イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>290,200円</u>			イ アに掲げるもの以外のもの	同	<u>445,000円</u>		
	(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	同	<u>168,200円</u>			(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	同	<u>345,000円</u>		
	2 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合					2 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合				
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,810,200円</u>			(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,628,000円</u>		
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>393,200円</u>			(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>486,000円</u>		
	3 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合					3 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合				
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,187,200円</u>			(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,155,000円</u>		
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>343,200円</u>			(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>489,000円</u>		
	4 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合					4 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合				
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,186,200円</u>			(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	<u>1,154,000円</u>		
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>342,200円</u>			(2) (1)に掲げるもの以外のもの	同	<u>488,000円</u>		
26 風俗 営業遊 技機変 更承認 申請手	1 風営法第20条第10項において準用する風営法第9条第1項の風俗営業遊技機の承認(以下この項において単に「承認」と	1件につき	<u>3,400円</u>			1 風営法第20条第10項において準用する風営法第9条第1項の風俗営業遊技機の承認(以下この項において単に「承認」と	1件につき	<u>2,400円</u>		

数料 いう。)を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 2 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合	同	3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ22の項第3号金額の欄に定める額から2,700円を減じた額)を加えた額とする。	
[略]			
51 [略]			
52 パーキング・メーター作動手数料		1回につき	200円
53 パーキング・チケット発給手数料		1回につき	200円
53の2・53の3 [略]			
53の4～53の8 [略]			
[略]			
[略]			

数料 いう。)を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合 2 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	同	5,200円(特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれ22の項第3号金額の欄に定める額から8,000円を減じた額)を加えた額とする。	
[略]			
51 [略]			
[略]			
52・53 [略]			
53の2～53の6 [略]			
[略]			
[略]			

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。